

第 89 号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市立幼保連携型認定こども園の降園時間の変更に伴い、預かり保育に係
る規定を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年芦屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第4条及び第5条関係） 1 預かり保育料 (1) 市立幼稚園		別表第2（第4条及び第5条関係） 1 預かり保育料 (1) 市立幼稚園	
(略)		(略)	
(2) 市立認定こども園		(2) 市立認定こども園	
	区分	区分	預かり保育料
春季、夏季及び 冬季の休業日	(略)	春季、夏季及び 冬季の休業日	(略)
	午前9時から午後 <u>2時</u> まで		午前9時から午後 <u>1時30分</u> まで
	(略)		(略)

改正後			改正前		
	午後 <u>2時</u> から午後4時30分まで	(略)		午後 <u>1時30分</u> から午後4時30分まで	(略)
上記以外の日	(略)		上記以外の日	(略)	
	午後 <u>2時</u> から午後4時30分まで	(略)		午後 <u>1時30分</u> から午後4時30分まで	(略)
2 延長保育料			2 延長保育料		
(略)			(略)		
備考			備考		
1・2 (略)			1・2 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する 条例の一部を改正する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市立幼保連携型認定こども園の降園時間の変更に伴い、預かり保育に係る規定を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

市立認定こども園における預かり保育の保育時間を次のとおり改定する。

(別表第2 関係)

	区 分	
	改正後	改正前
春季，夏季及び冬季の休業日	午前9時から 午後4時30分まで	午前9時から 午後4時30分まで
	午前9時から 午後2時まで	午前9時から 午後1時30分まで
	午後2時から 午後4時30分まで	午後1時30分から 午後4時30分まで
上記以外の日	式典終了後から 午後4時30分まで	式典終了後から 午後4時30分まで
	午後2時から 午後4時30分まで	午後1時30分から 午後4時30分まで

3 施行期日

公布の日

<参考 1 >

市内及び他市の幼保連携型認定こども園における保育時間（1号認定子ども）

【市内幼保連携型認定こども園】

施設名	保育開始時間	保育終了時間
芦屋市立 精道こども園	午前9時	午後2時（予定）
私立 浜風あすのこども園	午前9時	午後2時
私立 しおさいこども園	午前9時	午後2時

【阪神間の市立幼保連携型認定こども園】

施設名	保育開始時間	保育終了時間
伊丹市立 神津こども園	(月～金) 午前8時40分	(月・木) 正午 (火・水・金) 午後1時45分
川西市立 牧の台みどりこども園	午前8時45分	午後1時30分

<参考 2 >

市内の市立幼稚園における保育時間

施設名	保育開始時間	保育終了時間
芦屋市立 幼稚園	(月～金) 午前8時50分	(月・水・金) 午後2時30分 (火・木) 午前11時50分